

＜三重県庁職員の新型コロナウイルス感染症発生状況＞

令和2年11月30日（月）

- ・雇用経済部長の感染を発表
- ・県職員の接触者9名についてPCR検査実施

令和2年12月1日（火）

- ・雇用経済部30代女性職員1名（雇用経済部長の接触者）の感染を発表（残りの接触者8名は陰性）
- ・県職員の濃厚接触者1名、接触者3名についてPCR検査実施

令和2年12月2日（水）

- ・12月1日発表の感染職員の濃厚接触者及び接触者4名のPCR検査結果はすべて陰性
- ・上記濃厚接触者及び接触者とは別に、雇用経済部職員の中に発熱等で体調を崩した職員が3名発生したため、PCR検査を実施
- ・さらなる感染拡大防止のため、保健所の指導に基づき、雇用経済部職員129名及び環境生活部職員12名（雇用経済部と執務スペースを共有する廃棄物適性処理PT職員）の計141名を検査対象とし、うち93名についてPCR検査を実施

令和2年12月3日（木）

- ・発熱等で体調不良であった上記雇用経済部職員3名のうち2名（50代男性、40代女性）の感染を発表
- ・検査対象141名のうち残り48名のPCR検査を実施
- ・廃棄物適性処理PT以外の環境生活部職員169名のうち、140名のPCR検査を実施

令和2年12月4日（金）

- ・県職員5名（雇用経済部4名、医療保健部1名）の感染を確認
- ・12月3日に検査を実施した環境生活部職員140名はすべて陰性
- ・環境生活部のPCR検査未実施の29名分に加え、4日に感染が判明した5名の接触者16名（県職員）の検査を実施



令和2年12月4日

新型コロナウイルス感染症クラスター（16事例目）について

三重県内で発生した16事例目のクラスターについて、12月4日時点の調査状況を報告します。

1 県内16事例目のクラスターの概要

令和2年12月、三重県庁内で発生したクラスターで、三重県内では16事例目となります。

県庁8階東側の執務スペースに勤務する職員から複数の陽性者が判明しています。感染経路は複数存在する可能性もありますが、執務室を共有していることから、職場内で感染が広がった可能性が考えられます。

2 調査状況

この執務室に勤務する職員（855例目）の陽性が11月29日に確認され、その接触者調査を進めたところ、同一執務室内で複数の職員の陽性が確認されたことから、クラスターとして幅広く調査を進めています。

このクラスターでは、執務室の職員8名（855例目、865例目、897例目、898例目、920例目～923例目）の陽性者が確認されています。

現在の検査状況は下表のとおりです。

カテゴリー	検査対象者				未検査	検体採取済 及び採取予定
		検査済数	陽性数	陰性数		
雇用経済部 職員	145	143	8	135	2	2
環境生活部 職員	181	152	0	152	29	29
合計	326	295	8	287	31	31

※上記は人数であり、検査を行い陽性となった際は陽性数に計上しています。

3 今後について

接触者については保健所が調査を進め、随時検査を実施するとともに、健康観察を行っていきます。

また、県のクラスター対策グループを所管する保健所に派遣し、調査の支援を行っています。

※報道機関の皆様へ

本患者様およびその他ご関係者様の人権の尊重および個人情報保護、勤務先等の風評被害防止について、ご理解とご配慮をお願いいたします。

県庁 8 階（雇用経済部（観光局除く）及び環境生活部の対応について

令和 2 年 1 2 月 4 日

雇 用 経 済 部

環 境 生 活 部

1 今後の感染拡大防止対策に係る対策

①来庁者（県民）への対応について

- ・県民の方が 8 階（雇用経済部（観光局を除く）及び環境生活部）の執務スペースに入室することを原則禁止とする。
- ・職員と県民の方との対面での打ち合わせを行わないこととする。
- ・県民の方が雇用経済部内の職員と連絡を取りたい場合は、原則電話、メールまたはオンライン会議にて行っていただくようお願いする。
- ・県民の方のご要望の中で、直接対面での打ち合わせや相談等が必要な場合は、県民ホールを使用することを原則としつつ、部内の感染防止対策を徹底したスペースで行うこととする。

②職員の行動制限

- ・全ての検査結果が出そろっていない今週中は、陰性が判明した班長等以上が出勤し業務に対応。他の職員は原則在宅勤務。
- ・検査結果が出た来週以降も、濃厚接触者の自宅待機期間を 2 週間としているため、念のための措置として、令和 2 年 1 2 月 1 8 日までは、8 階（雇用経済部（観光局を除く）及び環境生活部）各課の職員を班ごとに 2 つのグループ分けを行い、それぞれのグループの出勤日が重ならないようにする。
- ・各グループの勤務日の割り当ては、1 週間単位のローテーションとする。

2 職場における対策について

①定期的な換気（2 時間毎）

- ・1 日のうち 9 時、1 1 時、1 3 時、1 5 時及び 1 7 時の計 5 回（1 回につき 5 分以上）全ての窓を開け、換気を行う。

②執務スペースの定期的な消毒

- ・1 日に 2 回（1 2 時、1 7 時）、共有スペース（打合せ机など）及び個人のデスク周りの消毒を行う。

3 参考（雇用経済部及び環境生活部内指示事項）

【1 1 月 3 0 日指示事項（1 2 月 1 8 日まで延長）】

・当面の間、以下を自粛するよう指示

不要不急の出張及び来客対応

お昼休みの複数人が集まった食事

夜の会食や飲み会

・職員の体調把握を徹底。毎朝・夜、全職員が体温を測定し所属長へ報告。

発熱、咳、倦怠感等の異常は速やかに所属長へ報告

※毎夜の報告は12月2日から